

8. 住宅地の圏域別・地方別平均価格

(単位：円／㎡)

圏域別・地方別	令和6年	令和7年	圏域別・地方別	令和6年	令和7年
東京圏	237,800	253,300	北陸地方	37,700	38,400
大阪圏	149,600	155,200	中部地方	47,900	48,100
名古屋圏	117,600	121,100	近畿地方	39,300	39,700
北海道地方	24,300	24,600	中国地方	33,900	34,500
東北地方	25,800	26,200	四国地方	32,200	32,200
関東地方	28,000	28,300	九州・沖縄地方	43,200	45,000

(注)

1. 東京圏とは、首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町村の区域をいう。
2. 大阪圏とは、近畿圏整備法による既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村の区域をいう。
3. 名古屋圏とは、中部圏開発整備法による都市整備区域を含む市町村の区域をいう。
4. 北海道地方とは、北海道を、
東北地方とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県を、
関東地方とは、茨城県（東京圏を除く。）、栃木県、群馬県、埼玉県（東京圏を除く。）、
千葉県（東京圏を除く。）、東京都（東京圏を除く。）、神奈川県（東京圏を除く。）、山梨県及び長野県を、
北陸地方とは、富山県、石川県及び福井県を、
中部地方とは、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋圏を除く。）及び三重県（名古屋圏を除く。）を、
近畿地方とは、滋賀県、京都府（大阪圏を除く。）、兵庫県（大阪圏を除く。）及び和歌山県を、
中国地方とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県を、
四国地方とは、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県を、
九州・沖縄地方とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県をいう。